

「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

1. 政策等の題名 「杉並区景観計画（改定案）」
2. 案の公表の日 平成 28 年 3 月 21 日
3. 意見提出期間 平成 28 年 3 月 21 日から 4 月 19 日まで
(30 日間)
4. 意見提出実績 総数 7 件（個人 7 件、団体 0 件）、延べ 17 項目
(文書 2 件、電子メール 1 件、ホームページ 4 件)
5. お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方
別紙 1 のとおり
6. 修正箇所について
別紙 2 のとおり
7. 問い合わせ先
都市整備部まちづくり推進課まちづくり景観係
電話 03-3312-2111（代表）

区民等の意見の概要と区の考え方

○意見提出実績

計7件(メール1件、ホームページ4件、文書2件)

項目	意見の概要	区の考え方
第1章 杉並区の景観づくり		
2. 将来像		
1	区の計画は、「住環境からの視点」が欠如している。「水と緑と空が多く残る魅力的な住宅都市」であり続けることを切望する。	杉並区景観計画では、みどり豊かな住宅都市を継承し魅力あるまちなみを創出していくため、「緑豊かな美しい住宅都市「杉並百年の景」を将来像として掲げ、潤いと憩いの場を提供する水辺空間を創出していくことなどを景観まちづくりを進めていくための基本理念に掲げています。
5. 地域別の景観特性		
(1) 井草地域		
2	妙正寺川沿いを「ゆるサイロード」(ゆっくり景観と自転車ライドを楽しめる道)として整備するとともに、将来的には区内各所に展開し、区外からも自転車で訪れるようにして頂きたい。	いただいたご意見は、今後、道路利用者の安全を確保するための自転車ネットワーク等を検討する際の参考にさせていただきます。
(3) 荻窪地域		
3	荻窪駅周辺の環境整備、例えばお洒落な店や子供連れが入りやすい店を誘致して、若者や女性などが集うまちに意を尽くして頂きたい。	いただいたご意見は、今後、策定予定の「荻窪駅周辺地区まちづくり方針」を検討する際の参考にさせていただきます。
6. 景観づくりの課題		
(1) 市街地景観の誘導		
4	防災のための生活道路拡幅は、大型車両の進入が増え、交通事故の増加が懸念されるため、交通規制も必要ではないだろうか。	防災のための生活道路拡幅は、火災や震災時に緊急車両が通行し、救助等を可能にすることが目的です。いただいたご意見は、生活道路拡幅整備を進める際の参考にさせていただきます。
(3) 公的空間における魅力ある景観づくり		
5	(P47)の緑道や遊歩道などのカラー化は、極力行わない方が景観上好ましい場合が多いので、安全対策から道路のカラー化が必要な場合は、安全面での視認性との釣り合いを考えてほしい。	ご指摘のように、舗装そのものがカラー化により主張すべきではないと考えます。ご意見を踏まえ、「緑道や遊歩道などについては、周辺景観との調和に配慮したカラー化をはじめとする舗装の改善・整備を進めながら、」に修正します。
第2章 総合的な景観施策の展開		
第1 景観づくりの取組		
1. 事前協議及び行為の規制に係わる届出		
6	景観計画の担保はどうなっているのか。	景観法及び杉並区景観条例に基づき、一定規模以上の建築行為等に対して、届出や事前協議を義務付け、周辺の景観に配慮した取組みが進むよう、計画の実効性を確保しています。

項目	意見の概要	区の考え方
7	空家の延長線上にある更地の使用について規制が設けられていないため、低層居住専用地域内の更地使用に対して規制を設け、行政指導を徹底する必要がある。	区では、管理不良な空き地について、生活環境保全の視点から、適正な管理を促す指導等を行っているところです。今後は、空家等対策推進計画を策定し、総合的な空家等対策を推進していきます。
3. 景観重要公共施設の整備に関する事項		
8	妙正寺川起点あたりの護岸を天然石や植栽等で整備し、ビオトープを整備し、水生植物やメダカ等が観察できる場とする。	妙正寺川は、治水上の安全を確保するため、東京都が策定した「神田川流域河川整備計画」に基づき護岸の改修が計画されております。今後、この計画の進捗に合わせ、親水拠点や緑化など、潤いある水辺環境の創出について、都と連携を図りながら検討を進めていきます。
9	例えば、街灯や陸橋の多くは水色で塗られて周囲との調和を乱しているが、仮にこげ茶などの周囲との調和のとれる色で塗られていれば、美しい景観として印象づけられる。	街灯や河川の防護柵等の公共施設については、周辺と調和した色彩とするように努めています。今後も、区をはじめとする関係行政機関との事前協議や周知等を通じて、身近な公共空間の景観向上に努めていきます。
4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針		
10	種によっては、何百年もまちを見つめてきた木は大切にすべきなので、保護指定制度とは別に景観重要樹木の制度を設けてもかまわないと思う。	杉並区みどりの条例による保護指定制度に加え、新たに景観重要樹木を指定することとしており、まちの景観のシンボルとなる樹木の維持保全を図っていきます。
6. モデル地区における景観づくりの推進		
11	環八の荻窪二丁目交差点から青梅街道(天沼陸橋下)に至る道は抜け道となっていて危険なため、住民のための生活道路に限定するとともに、遊歩道的な環境整備を行ってほしい。 (他、同趣旨1件)	当該道路周辺には、大田黒公園や荻外荘など様々な景観資源があり、今後、これらを巡る散策ルートについて景観や回遊性に配慮しつつ検討を進めていきます。その中で、当該道路の安全対策等についても、交通管理者など関係機関との調整や荻窪駅周辺まちづくりとの連携も視野に入れ検討を進めていきます。
12	近衛通りを景観重要道路として整備してほしい。	
13	「(仮称)荻外荘公園の整備等のまちづくりの動きを適切に反映させます」とありますが、荻窪まちづくり会議の提言を受けて、今回の改定に盛り込める内容を具体的に入れてほしい。	荻窪まちづくり会議による提案内容については、今後、「荻窪駅周辺地区まちづくり方針」の策定の検討において十分に勘案していきます。
第2 関連施策との連携		
14	地域住民が安全に安心して暮らせることを念頭に置いての計画にしてほしい。 (他、同趣旨1件)	杉並区基本構想では、安全安心な区民生活を確保することを理念として掲げており、景観計画においても、防災まちづくり等の関連施策と連携しながら景観形成を進めていくこととしています。
第3章 景観施策の推進に向けて		
15	区はリード役としての役割を果たし、住民が主体的に取り組むような景観施策を模索すべきと思う。	区は、まちの景観は住民が自ら守り、育てるという意識の向上を図るため、景観に関する普及啓発等を行うとともに、住民や事業者との協働による景観づくりに取り組んでいきます。

杉並区景観計画(改定案)の修正一覧

凡例：★印＝区民等の意見提出手続による意見による意見を踏まえた修正
 ・印＝その他の修正

修正箇所	杉並区景観計画(改定案)	修正内容(修正は下線部)	修正理由
2P 目次	7. 景観づくりの普及啓発 104 第2 関連施策との連携 106 1. まちづくり施策との連携 106 2. 空家等対策との連携 107 3. みどりの施策との連携 107 第三章 景観施策の推進に向けて 109 1. 区民、事業者及び区の協働による～ 109 2. 東京都や周辺区市との連携による～ 109 3. まちづくり景観審議会を活用した～ 109 資料編 _____	7. 景観づくりの普及啓発 105 第2 関連施策との連携 107 1. まちづくり施策との連携 107 2. 空家等対策との連携 108 3. みどりの施策との連携 108 第三章 景観施策の推進に向けて 110 1. 区民、事業者及び区の協働による～ 110 2. 東京都や周辺区市との連携による～ 110 3. まちづくり景観審議会を活用した～ 110 資料編 3. 杉並区景観計画改定の検討経過 ... 128 杉並区景観計画改定の主な考え方 129	・内容変更と資料追加のため修正
3P 景観計画の目的	これら _____ を踏まえた上で景観計画を改定し _____	こうした社会情勢の変化等を踏まえた上で、景観計画を改定し(P129 杉並区景観計画改定の主な考え方 参照)	・より適切な記述に修正
P15 地域別の景観特性	そこで、_____ 地域に暮らす区民や事業者などに、身近なまちの景観を捉え、理解し、建築などを行う際の参考にしていただく _____ _____ ことで、	そこで、それぞれの地域に暮らす区民や事業者などに、身近なまちの景観を捉え、理解し、建築などを行う際の参考にしていただくとともに、 <u>区民や事業者の活動実態を踏まえた協働や普及啓発を行うことで、</u>	・より適切な記述に修正
25P (3) 荻窪地域 用途地域	青梅街道、日大 _____ 通り及び環八通り沿道などは また、環八通り沿道は、沿道地区計画が指定されるなど道路交通騒音の防止と都市型サービス機能の集積が進んで _____ _____ います。	青梅街道、日大 <u>二</u> 高通り及び環八通り沿道などは また、環八通り沿道は、沿道地区計画が指定されるなど道路交通騒音の防止と都市型サービス機能の集積が進んでいるとともに、 <u>天沼3丁目</u> は、木造住宅が密集しているため <u>東京都建築安全条例による新たな防火規制区域に指定されています。</u>	・誤記による修正 ・より詳細な記述に修正
29P (4) 阿佐谷地域 用途地域	また、地域の南側は、土地区画整理事業を _____ すべき地域 _____ となっています。	また、地域の南側は、土地区画整理事業を施行すべき <u>区域及び和田堀風致地区</u> となっています。	・より適切な記述に修正
30P (4) 阿佐谷地域 景観要素 ② 自然・歴史的要素	また、農の風景の保全と都市景観の向上を図る _____ ため、成田西ふれあい農業公園の整備が進められています。	また、農の風景の保全と都市景観の向上を図ることを目的とした、 <u>成田西ふれあい農業公園</u> があります。	・成田西ふれあい農業公園開設(平成28年4月)を受け修正
33P (5) 高円寺地域	また、環七通り沿道は、沿道地区計画が指定されるなど道路交通騒音の防止と都市型サービス機能の集積が進んでいます。 _____	また、環七通り沿道は、沿道地区計画が指定されるなど道路交通騒音の防止と都市型サービス機能の集積が進んでいます。 <u>地域の南側は、和田堀風致地区</u> となっています。	・より適切な記述に修正
46P (2) 自然的・歴史的景観の保全・活用	_____ 荻外荘については、大田黒公園などの周辺施設との連携や	国の史跡である荻外荘については、大田黒公園などの周辺施設との連携や	・平成28年3月に国の史跡指定を受け修正
47P (3) 公的空間における魅力ある景観づくり	また、緑道や遊歩道などについては、 _____ カラー化をはじめとする舗装の改善・整備を進めながら	また、緑道や遊歩道などについては、 <u>周辺景観との調和に配慮したカラー化</u> をはじめとする舗装の改善・整備を進めながら	★区民等の意見提出手続の意見を踏まえ、記述を追記
94P 建築物等の色彩基準	_____ (定量的基準による制限は行わない)	_____	・より適切な記述に修正
99P (3) 景観重要公園	(仮称)荻外荘公園は、内閣総理大臣を三度務めた近衛文麿の邸宅である _____ 荻外荘	(仮称)荻外荘公園は、内閣総理大臣を三度務めた近衛文麿の <u>旧宅</u> として国の史跡に指定された荻外荘	・平成28年3月に国の史跡指定を受け修正

102P 6. モデル地区における景観づくりの推進	モデル地区においては、 景観形成重点地区の	モデル地区においては、これまで、 <u>景観づくりに向けたニュースの発行やシンポジウムを行って</u> きており、引き続き景観形成重点地区の	・杉並区まちづくり景観審議会からの意見を受け、これまでの取組の経緯も含め、より分かりやすい記述に修正
102P (1) 中杉通り沿道周辺地区	将来にわたり安全かつ健全なケヤキ並木を存続させるために、ケヤキ並木の保護管理対策が進められています。また、無電柱化の取組や区立施設の再編整備のほか、地域におけるまちづくりの動きもあります。平成7年には、地域住民による景観まちづくり構想が策定されています。	この地区では、平成7年に地域住民による景観まちづくり構想が策定されているなど、地域におけるまちづくりの動きがあります。 これまで、ケヤキ並木を生かした景観デザインをテーマとしたシンポジウムの開催や「阿佐谷界隈」(中杉通り景観まちづくりニュース)の発行等の取組みを行ってきました。また、将来にわたり安全かつ健全なケヤキ並木を存続させるために、ケヤキ並木の保護管理対策が進められているほか、無電柱化の取組や区立施設の再編整備の動きもあります。	・杉並区まちづくり景観審議会からの意見を受け、これまでの取組の経緯も含め、より分かりやすい記述に修正
103P (1) 中杉通り沿道周辺地区		(写真)景観シンポジウム「中杉通りけやき並木を生かした景観デザイン」(平成23年) (画像)景観まちづくりニュース(第12号)	・杉並区まちづくり景観審議会からの意見を受け、取組の具体例を追記
103P (2) 大田黒公園周辺地区	今後は、大田黒公園や角川庭園、(仮称)荻外荘公園 _____ などの地区にある施設が	これまで、景観まちづくりニュースの発行やイベントの開催等を行うとともに、荻外荘の保存・活用等の取組みを契機としたシンポジウムや荻外荘建物の一部公開イベントも行っています。 今後は、大田黒公園や角川庭園、(仮称)荻外荘公園、与謝野公園などの地区にある施設が	・杉並区まちづくり景観審議会からの意見を受け、これまでの取組の経緯も含め、より分かりやすい記述に修正
104P (2) 大田黒公園周辺地区		(画像)景観まちづくりニュース(第26号) (写真)荻外荘建物一部公開	・杉並区まちづくり景観審議会からの意見を受け、取組の具体例を追記
108P (4) 防災まちづくり施策との連携	道路が未整備な区域における道路幅員やオープンスペースの確保などの防災都市基盤の整備 <u>推進</u> 事業を通じて、安心・安心に暮らせる	道路が未整備な区域における道路幅員やオープンスペースの確保などの防災都市基盤の整備を推進する事業を通じて、安心・安心に暮らせる	・より適切な記述に修正
128P 3. 杉並区景観計画改定の検討経過		杉並区景観計画改定の検討経過(本文省略)	・杉並区まちづくり景観審議会からの意見を受け、改定の検討経過を追記
杉並区景観計画改定の主な考え方		杉並区景観計画改定の主な考え方(本文省略)	・杉並区まちづくり景観審議会からの意見を受け、改定の主な考え方を追加